

令和 7 年度

第9回 第一農地部会定例会議事録

令和7年12月25日（木）

ユートピアくびき希望館 第3会議室

# 令和7年度第9回第一農地部会定例会議事録

日時 令和7年12月25日(木)午後4時  
場所 ユートピアくびき希望館 第3会議室

## 1 出席委員

### (1) 農業委員

2番 綿貫	4番 古川	6番 竹山
9番 吉村	13番 新井	14番 竹内
15番 牧繪	16番 清水(増)	20番 篠宮
22番 飯塚	23番 佐藤	24番 松本

### (2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	高島(信)	野島
片桐	笠原	荻原	小林
白滝	横田	平野	野村
上原	長野	穂苅	

## 2 欠席委員

### (1) 農業委員

無し

### (2) 農地利用最適化推進委員

高島(真) 清水(康)

## 3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局長	岩崎
	次長	秋山
	主任	竹中
中郷区駐在室	副主査	丸山
板倉区駐在室	副主幹	渡邊
清里区駐在室	副主査	中条
名立区駐在室	班長	高橋

## 4 会議に附した事件

### (1) 議事録署名委員の氏名

9番 吉村 22番 飯塚

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(清里区)

- 議案第1号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(名立区)

- 議案第1号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について
- 議案第2号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

## 5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><b>&lt;資格審査&gt;</b></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数12人、欠席委員数0人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数15人、欠席推進委員数2人です。</p>
議長	<p><b>&lt;議事録署名委員の指名&gt;</b></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。 議席番号9番 吉村委員、議席番号22番 飯塚委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><b>&lt;上越市農業委員会憲章の唱和&gt;</b></p> <p>「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。 皆さんそれに続いて唱和をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の吉村委員読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;</b></p> <p>それでは、合併前上越市からです。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号367番から403番の37件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>農業委員会事務局 秋山です。</p> <p>それでは1頁をご覧ください。</p> <p>報告第1号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。</p> <p>受理した37件は、いずれも合意による解約でございます。</p> <p>解約後の利用形態としましては、他者へ貸付・貸付予定が4件、他者へ売却・売却予定が8件、中間管理機構へ貸付が20件、休耕が2件、農地法3条での契約継続が3件であります。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号の37件を承認します。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</b></p>
議長	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号125番から129番の5件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは8頁をご覧ください。</p> <p>報告第2号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」2件、「建売住宅」1件、「駐車場」1件、「事務所・車庫」1件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第2号の5件を承認します。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第1号「農地法第3条許可申請について」&gt;</b></p>
議長	<p>次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号46番から72番の27件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは10頁をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、農地の権利移動に係る許可についてです。</p> <p>別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>最初に番号46番です。</p> <p>こちらは、大字高津地内において、規模を縮小したいとする譲渡人から、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。</p> <p>現在は休耕状態ですが、今後、耕作するということで全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号47番です。</p>

こちらは、大字虫川地内において、規模を縮小したいとする譲渡人から、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。

現在も水稻が作付けされていることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

次に番号 48 番です。

こちらは、大字野尻地内において、規模を縮小したいとする譲渡人から経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。

譲受人は当該農地の周辺でも大規模経営していることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

次に番号 49 番です。

こちらは、大字三ツ橋新田地内において、圃場整備後の農地を集約したいとする譲受人からの要望により、所有権移転するものであります。

現在も耕作していることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

次に番号 50 番です。

こちらは、大字駒林地内において、規模を縮小したいとする譲渡人から、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。

譲受人は、当該農地の周辺で大規模に耕作していることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

次に番号 51 番から 68 番までは、関連がありますのでまとめて説明いたします。

ページは 11 ページから 15 ページとなります。

こちらは、借り手である農事組合法人と地主との間で締結「経営基盤強化促進法」による相対契約の期間満了に伴う賃貸借権の再設定であります。

地権者は共有名義人 1 人を含む全 19 人、筆数は全 98 筆、面積が 35,537 m<sup>2</sup>となります。

再設定の規模が大きいことから中間管理事業による利用権の設定も検討しましたが、他にある利用権設定が 3 条許可であることから、全体をとおした契約形態を 3 条に統一したいとの意向から、本許可申請があったものです。

現地の状況については、これまでも借り手である農事組合法人が耕作しており、引き続き同法人が耕作・管理することから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

次に番号 69 番です。

ページは 15 ページになります。

こちらは、大字大和 5 丁目地内において労力不足により農地を手放したいとする譲渡人から、隣接の農地で耕作し、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。

譲受人は、周辺の農地に関しても問題なく耕作していることから、農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

次に番号 70 番です。

	<p>こちらは、大字木島地内において、県外在住で農地を手放したいとする譲渡人から、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。</p> <p>譲受人は、周辺でも大規模に経営していることから、農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 71 番です。</p> <p>こちらは、大字西ヶ窪浜地内において、労力不足で規模を縮小したいとする譲渡人から、隣接農地でも耕作しており、家庭菜園として耕作したいとする譲受人と使用貸借権を設定するものであります。</p> <p>こちらでも農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>最後に番号 72 番です。</p> <p>こちらは大和 3 丁目地内において、高齢のため手放したいとする譲渡人から、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。</p> <p>譲受人は、近隣でも耕作していることから全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>※現地確認：No.46 荻原委員、No.47 片桐委員、No.48 牧繪委員、No.49 篠宮委員、No.50 白滝委員、No.51 から 68 新井委員、No.69、70、72 高島（信）委員、No.71 小林委員</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」&gt;</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 30 番から 32 番の 3 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 17 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 2 号は、権利移動を伴う農地転用の許可申請であります。</p> <p>番号 30 番であります。大字本道地内の農地に、「駐車場」を整備するものです。</p> <p>18 頁に位置図、19 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p>

譲受人は、申請地の近くに事務所を所有していますが、従業員用駐車場が不足しているため、これを整備するものです。

申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

工期は、令和8年3月1日から令和8年8月31日、土地利用計画は駐車場で、申請面積1,007㎡、所要面積が1,007㎡（田783㎡、畑224㎡）。

都市計画法の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

次に番号31番であります、大字高津地内の農地に、「資材置場」を整備するものです。

20頁に位置図、21頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

譲受人は、個人で土建業を営んでおり、隣地で所有する倉庫に加え、申請地に資材置場を整備するものです。

申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

工期は、令和8年3月20日から令和8年6月30日、土地利用計画は、申請面積305㎡、所要面積が305㎡（田305㎡）。

都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

次に番号32番であります、大字横曾根地内の農地に、「一般個人住宅」を建築するものです。

22頁に位置図、23頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

譲受人は、市内のアパートに居住していますが、生活スペースが手狭になったため、申請農地を借りて、一般個人住宅を建築するものです。

申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

工期は、令和8年3月20日から令和8年6月30日、土地利用計画は、住宅1棟、カーポート1棟で申請面積191㎡、所要面積が191㎡（畑191㎡）、建築面積105.90㎡で建ぺい率は55.44%となり、支障ありません。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。

転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長

特に質問等がないので、採決に入ります。

<p>議長</p>	<p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請」について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 議案第2号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第3号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」&gt;</p> <p>議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地利用計画（用途区分）の変更」1番の1件、「2 計画変更」1番から23番までの23件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>それでは24ページをご覧ください。 上越市農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてであります。 議案は、「1 農業振興地域の農用地利用計画（用途区分）の変更」1番の1件、「2 計画変更」1番から23番までの23件であります。 最初に「1 用途区分の変更」1番です。 こちらは申請者が、農機具保管庫として整備するため、農用地の区分変更を行うものです。 申請者が耕作している農地の近隣の農地であり、雨水の処理方法による農用地の集団化及び農作業の効率化等への影響はありません。 続いて25頁から27頁までの、「2 計画変更」番号1番から23番までの23件です。 1番から6番と、23番は、「県水利施設等整備」事業など、各事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。 11番から17番と21番、22番は、各地区の計画変更で、内容は議案に記載のとおりです。 7番から10番と18番から20番は、各地区において事業完了に伴い、「農業振興地域整備計画」から削除するものです。 28頁から31頁に現行と変更後の一覧を添付しましたので合わせてご覧ください。 説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」&gt;</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、所有権移転、番号 20 番から 25 番までの 6 件と利用権設定、地域計画区域内及び地域計画区域外の番号 256 番から 305 番までの 50 件を上程します。</p> <p>議案はひとつですが、各々の権利種別ごとに意見・質問を語り、議決したいと思えます。</p> <p>最初に所有権移転です。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは、32 ページをご覧ください。</p> <p>「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転の 20 番から 25 番の 6 件であります。</p> <p>こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」により、所有権移転するものであります。</p> <p>本案件は、「地域計画内」における所有権移転であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号、所有権移転について、原案のとおり決定します。</p> <p>それでは次に進みます。</p> <p>同じく議案第4号、権利種別は、利用権設定の地域計画区域内及び地域計画区域外の番号256番から305番までの50件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局)</p> <p>秋山</p>	<p>それでは、34ページをご覧ください。</p> <p>まず「地域計画区域内」の対象農地についてです。</p> <p>こちらは「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましても、45ページから58ページの対象農用地リストに記載のとおりであります。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちらすべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画区域外」であります。</p> <p>ページは59ページをご覧ください。</p> <p>番号300番から、305番までの「地域計画区域外」の農地についてであります、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であり、対象農地につきましても、次の61ページの対象農用地リストに記載のとおりであります。</p> <p>こちら農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>白滝委員</p>	<p>貸付人が事業所名義になっていますが、事業所が農地を所有することはできるのでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p> <p>秋山</p>	<p>農地所有適格法人でなければ、農地を所有することはできません。このケースは少し特殊で、同事業者が所有するに至った背景に「時効取得」があったものと確認しています。この「時効取得」については、関係機関が認めれば農地法の許可の有無に関わらず事業所でも農地を所有することができます。</p>

議長	<p>そのほか意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積等促進計画案(一括契約)」に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号、利用権設定について、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第5号「農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について」&gt;</p> <p>次に議案第5号「農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について」、地域計画区域内4件と地域計画区域外1件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは、63頁をご覧ください。</p> <p>まず地域計画区域内であります。番号は70番から73番の4件、次に地域計画区域外は66ページの番号73番の1件となります。</p> <p>こちら、農用地利用集積等促進計画の利用権移転、耕作者変更であります。</p> <p>この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構をとおして、上段の現在の耕作者から下段の新たな耕作者に利用権を移転するものであります。</p> <p>具体的な対象農地につきましては、地域計画内は次の65ページに、地域計画区域外は、67ページに記載のとおりです。</p> <p>こちらの案件はすべて、法人の設立に伴い、自身が耕作していた農地を本人が設立した法人に利用権を移転するもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>これらについて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）の意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号について、原案のとおり決定します。</p>
	<p>&lt;議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」&gt;</p>
議長	<p>議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、番号 7 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは、頁は 31 頁をご覧ください。</p> <p>まず、整理番号の訂正をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番ではなく 7 番に訂正してください。</p> <p>申し訳ございません。</p> <p>それでは改めましてこちら「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」であります。</p> <p>この買入協議制度について簡単に説明いたします。</p> <p>この制度は、農地の所有者から農地を売り渡したいという申し出があった場合に、農業委員会が認定農業者に農地を利用集積するため、中間管理機構が一旦買い入れることが必要と認め、市からその旨を所有者に通知して「農地の所有者と中間管理機構で協議してください」と通知し、進めていくものであります。</p> <p>こちらにつきましては、市野江地内において比較的大規模な面積の売り渡しについて、農地所有者から所有権の移転に係るあっせん申出があったものです。</p> <p>対象農地は基盤整備された一団の優良農地であり、対象面積が大きく認定農業者との調整に時間を要するため、農地中間管理機構を活用した方が有効であると判断したため買入協議を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項に基づき、市長に要請するものです。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、原案のとおり市長に要請することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 議案第 6 号について、原案のとおり市長に要請します。 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(中郷区駐在室分の議案)</p> <p>&lt;議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」&gt;</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(中郷区) 丸山</p>	<p>1 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」1 番の 1 件について説明いたします。</p> <p>2 頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>番号 1 番「猿崩」は、事業が完了したことに伴い削除するものです。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>

<p>議長</p>	<p>&lt;議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」&gt;</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定7121番から7128番の8件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(中郷区) 丸山</p>	<p>3頁から4頁をご覧ください。</p> <p>この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>全て地域計画内の対象農地であります。</p> <p>「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、5頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりであります。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>すべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>（板倉区駐在室分の議案）</b></p>
<p>議長</p>	<p>&lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7527番の1件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 渡辺</p>	<p>1ページをご覧ください。</p>

	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7527番の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>本件は、いずれも合意による解約であります。</p> <p>今後他者への売却を予定しております。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;議案第1号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」&gt;</p> <p>議案第1号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 渡辺	<p>それでは、2ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1計画変更」の3件について説明いたします。</p> <p>3ページに新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>番号1番「関川右岸」は、事業が完了したことに伴い削除するものです。</p> <p>番号2番「針南部」は新たに事業を追加するものです。</p> <p>番号3番「板倉清里」は、大まかな事業規模が確定したことから抑止工一式などの表記を具体的数量に変更するものです。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第1号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
<p>(板倉区) 渡辺</p>	<p>&lt;議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」&gt;</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画区域内の11件、地域計画区域外の2件を上程します。議案はひとつですが、各々権利種別ごとに意見・質問をお諮りします。事務局の説明を求めます。</p> <p>4ページから6ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるもので、今回の対象農地につきましては、7、8ページの「対象農用地等リスト（区域内）」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画区域外」であります。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>番号7694番、7695番は「地域計画外」の農地についてであります。目標地図に登載されていない農振白地の農地であり、対象農地につきましては、10ページの対象農用地リストに記載のとおりであります。</p> <p>こちら農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があることの観点から、地域計画内の農地と同様に、同上の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>議案第 2 号について、原案のとおり決定します 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>(清里区駐在室分の議案)</b></p> <p>&lt;議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」&gt;</p> <p>議長 議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、を上程します。 事務局の説明を求めます。</p> <p>(清里区) 議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画 中条 変更」7 件について説明いたします。 1 頁から 2 頁をご覧ください。 3 頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。 番号 1 番「青柳」、番号 2 番「梨平・棚田」、番号 3 番「東戸野」は事業が完了したことに伴い、削除するものです。 番号 4 番「上中條」は事業内容の変更。 番号 5 番「北野」、番号 6 番「清里第 2」、番号 7 番「清里第 3」は受益面積等の変更です。 以上です。</p> <p>議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p> <p>議長 &lt;議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」&gt; 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号 8164 番、8165 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
--	--

<p>(清里区) 中条</p>	<p>それでは、4 頁をご覧ください。</p> <p>この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>全て地域計画内の対象農地であります。</p> <p>「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、5 ページの対象農用地リストに記載のとおりであります。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>すべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
<p>議長</p>	<p><b>(名立区駐在室分の議案)</b></p> <p>&lt;議案第 1 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」&gt;</p> <p>議案第 1 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号 1 番の 1 件を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 高橋</p>	<p>それでは、1 項をご覧ください。</p> <p>先月の農地部会にて上程する際に 1 件漏れてしまったため、今月上程したものです。</p> <p>「非農地判断」の説明は、11 月農地部会での説明のおりですので省略します。</p> <p>番号 1 番 1 件の 216.00 m<sup>2</sup>を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」&gt;</p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1計画変更」1番から7番までの7件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>2頁、議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見については」、「1計画変更」1番から7番までの7件であります。</p> <p>4頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>2項1番は、団農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策事業として、2番から4番は、県農道・集落道整備事業の各事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。</p> <p>次に、3項、番号5番から7番の3件は、事業が完了したことに伴い、「農業振興地域整備計画」から削除するものです。</p> <p>私からの説明は以上です</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり許可することに異議ございませんか。</p>

議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり許可することに決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p>&lt;その他&gt;</p> <p>その他に入ります。 事務局から何かありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。</p>

上記記録の内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和8年2月 日

議 長.....

署名委員.....

署名委員.....